

○小西洋之君 小西洋でございます。

中企庁長官に伺います。

前田ハウスの名前は自分で付けたのでしょうか。また、あのアメリカの会場のプレートは誰が用意させたのでしょうか。

○政府参考人(前田泰宏君) 私が、私が付けた名前ではございません。私の知人が付けた名前でございます。

○小西洋之君 知人とは誰ですか。

○政府参考人(前田泰宏君) 私の経済産業省のときの後輩の友人でありまして、その方でございます。今はフリーランスでITのエンジニア等をやっております方でございます。

○小西洋之君 その方がサービスデザイン推進協議会の関係者と前田ハウスの準備をしたんですか。

○政府参考人(前田泰宏君) その方とサービスデザイン協議会は関係がありません。

○小西洋之君 なぜ前田ハウスというプレートが用意するような場がつくられたと思えますか。

○政府参考人(前田泰宏君) その友人がそういうふうなことを好むといえますか、そういう形でやろうということをつくられたものでございまして、特段私というものでございませぬ。

○小西洋之君 豊かな交友関係は分かりました。

先に検察の問題を伺います。森大臣、通告の四番です。

人事院の懲戒処分の指針の五つの加重要件をお示しいただきながら、それが黒川氏の事案に当てはまるかについて現時点における見解を答弁ください。(資料提示)

○国務大臣(森まさこ君) 人事院の処分指針の別紙が御指摘であると思いますが、その別紙に重いものとするのが考えられる場合として例示されている一から五までの項目と思われれます。

一、非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき、二、非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき、三、非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき、四、過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき、五、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときと記載をされております。

これらの項目は人事院があくまで重い処分とする場合の具体例として記載しているもので、処分を決定するに当たって必ずしも個別に該当性を判断することが求められているものではないと考えっておりますが、その上で、黒川氏の行為が一から五に該当するかについてお尋ねでございますので、あえて申し上げます。二、三、五は該当し、四は該当しないと考えます。

○小西洋之君 一について答弁してください。

○国務大臣(森まさこ君) 一については、どのような場合に動機や態様が極めて重大と言えるかについて画一的にお答えすることは困難ではございますが、いずれにせよ、黒川氏の行為は誠に不適切であったと考えております。

○小西洋之君 安倍総理、今法務大臣が答弁した見解は安倍総理も同じですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 森大臣はまさに法務大臣として、内閣における法務省を所管する大臣として答弁しているわけでございますから、当然そうでございます。

○小西洋之君 安倍総理の見解を聞いています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然同じであります。

○小西洋之君 今の森大臣の答弁は現時点の認識なんです。

森大臣、今回黒川氏の処分をするに当たって、この懲戒処分の加重要件、黒川氏の事案に当てはめをされましたか。

○国務大臣(森まさこ君) 黒川氏の処分を決定するに当たっては、御指摘の人事院の処分指針の考慮要素をも参考としつつ、様々な事情を総合的に考慮し、監督上の措置として最も重い訓告としたものでございます。

○小西洋之君 五つの加重要件を使ったかと聞いています。

○ 国務大臣（森まさこ君） 黒川氏に対する処分
の時点においても、御指摘の項目についても考慮
した上で、様々な事情を総合的に考慮して判断し
たものでございます。

○ 小西洋之君 考慮は当てはめということですか。
黒川氏のこうした事案がそれぞれの要件に当たると
いうことですか。そういうことを確認したとい
うことですか。あるいは、当たらないということ
を考えたということですか。

○ 国務大臣（森まさこ君） 先ほど御答弁申し上
げましたが、これらの項目は人事院があくまで重
い処分とする場合の具体例として記載しているも
ので、処分を決定するに当たって必ずしも個別に
該当性を判断することが求められているものでは
ないと考えております。

いずれにしても、この考慮要素をも参考としつ
つ、様々な事情を総合的に考慮して判断をいたし
ました。

○ 小西洋之君 参考にしてというのは、当てはめ
をしたということですか。当てはめの有無だけを
答えてください。

○ 国務大臣（森まさこ君） 御指摘の一から五ま
での項目でございますが、人事院があくまで重い
処分とする場合の具体例として記載しているもの
で、処分を決定するに当たって必ずしも個別に該
当性を判断することが求められているものではない

いと考えておりますが、一般の処分の決定に当た
っては参考し、このようなことも全般的に考慮を
しております。（発言する者あり）

○ 委員長（金子原二郎君） 質問者は立ってやっ
てください。（発言する者あり）

いや、答弁ちよつと待ってください。
森法務大臣。

○ 国務大臣（森まさこ君） 人事院の御指摘の指
針の中にも書いてありますとおり、具体的な処分
量定の決定に当たっては、このような事情のほか、
様々なことを総合的に考慮の上判断するものとあ
るというふうに今書いてございますけれども、今
般も、この、今から、先ほど申し上げました一か
ら五の項目については考慮をした上で、様々な事
情を総合的に考慮して判断したものでございます。
（発言する者あり）

○ 委員長（金子原二郎君） 森法務大臣。

○ 国務大臣（森まさこ君） 当てはめたかという
お尋ねでございますが、当てはめという形で行っ
ていたわけではございますが、ございませぬが、
総合的に考慮をしていたものでございます。

○ 小西洋之君 罪を重く考える加重要件を当ては
めをしていない、つまり使っていないという明確
な答弁がありました。

ただ一方で、大臣は、二、三、五については今
から見れば当てはまるというふうに言っているん

です、加重要件が。

大臣に質問ですけれども、今から見たら当ては
まる、つまり罪を重く考えなきゃいけないものを
なぜ処分するときには使わなかったんですか。

○ 国務大臣（森まさこ君） 使っていないとい
うふうに申し上げたわけではございませんで、先ほ
どから申し上げたとおり、総合的に考慮をしてお
ります。

その上で、様々な事情を考慮して、監督上の措
置として最も重い訓告処分としたものでございま
す。（発言する者あり）

○ 委員長（金子原二郎君） 質問者、手を挙げて。
（発言する者あり）

森法務大臣。

○ 国務大臣（森まさこ君） お答え申し上げます。
お示しの人事院の指針をですね、正確に読み上
げますと、例えば標準例に掲げる処分の種類より
重いものとするのが考えられる場合としてとい
うことで、一から五までが例えはという、つまり
例示として掲げられております。

ですので、要件ではございませぬで、当てはめ
が求められているわけではございませんが、それ
で当てはめたわけではないというふうに御答弁申
し上げたんですが、そのように例として書かれて
いることは、先ほどから答弁しておるとおり、総
合的に考慮をし、その上で処分を決めたというこ

とであります。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 森法務大臣。

○国務大臣(森まさこ君) 小西委員が御質問の重いものとするのが考えられる場合とというのは例示でございますので、要件ではなく、当てはめが求められているわけではございませんので、当てはめを行っているものではないと思いますが、総合的に考慮しております。

○小西洋之君 今から見たら当てはまると答弁された二、三、五を処分を検討する当時になぜ当てはめをしなかったのか、その理由を聞いております。三回目です。

○国務大臣(森まさこ君) 当てはめという行為は行っておりませんが、もちろんその当時、参考にももちろんしておりますので、今から見れば当てはまると考えたのかという御質問でございますが、そうではなく、当時もそこを、考慮を、総合的に考慮をした上で、また、その他、過去に非違行為で懲戒処分を受けていないとか、日頃の勤務態度が良好であったことなど、また非違行為後は事実を認めて深く反省することなど、全ての事情を総合的に考慮し、先例をも踏まえて、監督上の措置として最も重い訓告としたものでございます。

○小西洋之君 なぜ処分の当時、当てはめに使わなかったのかを聞いています。四回目です。

○国務大臣(森まさこ君) 当てはめが求められているものではないからです。

○小西洋之君 当てはめをすると都合が悪くなるからではないですか。黒川氏を懲戒処分にせざるを得なくなるからではないですか。

○国務大臣(森まさこ君) 懲戒処分の指針に書いてありますとおり、例えばというふうに書いてありますので、当てはめが求められているものではなく例示でございますので、当てはめを行っていることがなかったということでございます。

○小西洋之君 当てはめではない参考や考慮というのは具体的にどういうことをしたんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 法務省で作成をしました調査に基づく検討結果というところでございますけれども、それについて、基本事項について検討を行っておりますが、そのときに参考にしております。

○委員長(金子原二郎君) 小西洋之君。(発言する者あり)

森法務大臣。

○国務大臣(森まさこ君) 法務省で出しておりますこの調査結果に基づく検討結果という文書がございますが、その中で、例えば今言った検討したというのがどの部分かというのを申し上げますと、二ページ目にございますように、黒川検事長は、当時、東京高等検察庁検事長として指揮監督

する立場にあったという、まあ立場について記載をしましたし、又は五月一日、五月十三日、つまり緊急事態宣言下において賭けマージャンを行ったこと等について記載がございます。

○委員長(金子原二郎君) 小西洋之君。小西君、ゆっくり。

○小西洋之君 今読み上げていただいたものは、念のためですけど、当てはめではないですよ。

○委員長(金子原二郎君) 小西君、もうちょっと詳しく丁寧に、ちょっと、相手が。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

先ほどから大臣が答弁をされておりますが、人事院の懲戒処分の指針についてというところを見ますと、先ほどから委員が御指摘の①から⑤の前に、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである、例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、として①から⑤があります。したがって、①から⑤の要件があれば重くなる、何かの要件が欠ければ重くならないというものではなくて、こういった事情があるときには標準例より重い処分とすることがあり得るんだということでございます。

その上で、先ほど大臣が答弁をされましたが、私どものまとめました、黒川弘務東京高等検察庁

検事長の職責についての検討結果というところでございます。先ほど大臣も御指摘されましたが、例えばこの黒川検事長の地位という関係では、黒川検事長は、令和二年五月当時、自ら検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場であったと、こういった事実を認定しております。

こういった事実を認定しますれば、その先ほどの①から⑤でいいますところの、非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に重いとよきという事情を認定しているものではないかと、先ほど来申し上げ、大臣が答弁されていきますように、当てはめをする、しないということではなくて、私どもが認定した調査結果に基づいて処分を決定する際に、今言ったような事情が処分を重くする、処分を重くすることがあり得る事情だということを考えて、総合的に全体として今回の訓告処分にしたと、そういうことを申し上げているものでございます。

○小西洋之君 刑事局長の今の答弁は、加重要件の当てはめすらしていないという事実を述べたものですか。

○政府参考人（川原隆司君） お答えを申し上げます。

当てはめる、当てはめないということよりも、

今申し上げたような事実を認定したということは、先ほどの②にあるような事実は、私ども調査の結果、認定した上で、処分の際に全体の中で考慮しているということでございます。

○委員長（金子原二郎君） 小西洋之君。（発言する者あり）

しばらく速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

残余の質疑は午後に残ることといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長（金子原二郎君） ただいまから予算委員会を再開いたします。

令和二年度第二次補正予算三案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

まず、法務大臣に改めて答弁を求めます。

○国務大臣（森まさこ君） 御指摘の「一から五までは、このような場合に標準例より重くすることが考えられる場合として記載されている例であり、それぞれに当たると何らかの効果が生ずるといったような要件ではなく、当てはめ行為が求められているものでもありません。そのため、処分を決

した当時、逐一、一に該当するか否か、二に該当するか否かといった形での当てはめ行為はいたしておりません。

もつとも、このような場合には重くすることが考えられるとして示されている例に表れている事情、例えば黒川氏については、東京高等検察庁検事長として管内全検察官を含む職員を指揮監督する立場にあったことを認定しており、それを考慮して処分を決したのですが、これは指針の例にある職員が管理又は監督の地位にあるなど職責が高いときと言える事情です。このように、指針に記載されている例のような事情については処分を決するときに検討した中に含まれており、それらも含めて様々な事情を考慮して処分を決したものと御説明申し上げているところでございます。

このような意味で、御指摘の指針に記載されている例を参考として考慮し、処分を決したと御答弁申し上げたものでございます。

一方、小西委員の初めの御質問は、一から五までに当てはまるかについての現時点の見解をお尋ねをいただいたと理解しておりますので、当時のことではなく、現時点であえて当てはめ行為をして、それぞれについて御答弁申し上げたものでございます。

○小西洋之君 今、森大臣から御説明ありましたように、森大臣は現在から見れば二、三、五是当

たると。だから、本来であれば黒川氏を重く罰すべきだというふうに検討しなきゃいけないんですけれども、それをしていないということと、ごさいました、当てはめを一切していないということとです。

人事院、この懲戒指針の前文の下線を引いた部分を読み上げてもらえますか。

○政府参考人（合田秀樹君） 読み上げます。

職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対応を求めてきたところですが、各省庁におかれては、本指針を踏まえて、更に服務義務違反に対する厳正な対処をお願いします。

以上です。

○小西洋之君 森大臣、加重要件の当てはめずらしていないという処分というのは、本指針を踏まえた厳正な対処と言えるんでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 例示については当てはめ行為が求められているものではないと思いますので、当てはめ行為はしておりませんが、そのような事情を参考に考慮し、適正に処分を決したと考えております。

○小西洋之君 今まで法務省で懲戒相当とされた職員でこの加重要件の当てはめせずに処分をした人、いますか。

○政府参考人（川原隆司君） お答え申し上げます。

加重要件に当てはめずに処分した例があるかというお尋ねでございますが……（発言する者あり）しなかった例があるかというお尋ねでございますが、私どもとしてその詳細を今承知をしてございません。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。安倍総理、黒川検事長の処分権者は誰ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 黒川氏の処分については、法務省において必要な調査を行った上で、法務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと承知をしているところでございます。

内閣が任命権を有する者についても、個別事案については、懲戒処分を行うか否かも含めて、通常、まずは所属府省の長として行政事務を分担管理する国務大臣が検討を行うこととしており、黒川氏の件も含め、適切な運用がなされたと承知をしております。

ちなみに、訓告処分については、これは内閣として決定するものではなくて、検事総長が検察庁として判断したものと承知をしております。

○小西洋之君 黒川検事長の法律上の処分権者は誰ですか。秘書官、カンニングはやめてくださいね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、今申し

上げましたように、懲戒処分を行うとしても、場合には、通常、当該の国務大臣が処分案の閣議請議を行い、そして、閣議において懲戒処分を決定することとされているところでございます。

その上で、黒川氏の処分については、法務省において必要な処分を行った上で、法務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと承知をしております。

○小西洋之君 安倍総理、国家公務員の懲戒処分は何という名前の法律に書かれていますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） いずれにいたしましても、今申し上げましたように、懲戒処分を行うに際しても、これは先ほど申し上げました、当該国務大臣が処分案の閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を決定することとされているところでございまして、その上で、黒川氏の処分については、法務省において必要な調査を行った上で、法務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと承知をしております。

○小西洋之君 黒川検事長の懲戒処分の内容、手続を定めた法律の名前を教えてください。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） お静かに。お静かに。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） どの法令に当た

るかということについては事前に通告がございませんで今事務方で調べておりますが、そういうことについては、これは法律に、事前に、お答え、御質問いただければ直ちにお答えをできるものがありますから、有効な審議のためにはそうしていただければと、このように思っています。

○小西洋之君 黒川検事長の懲戒処分権を有する、その一番の法的な責任者は誰か御存じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは、懲戒処分権を持つのは、内閣として懲戒処分を行う者であります。

○小西洋之君 秘書官からめでたくカンニングをいただいで答えましたね。

安倍総理、今日この瞬間まで、黒川検事長の法律上の処分権者が誰か、そしてその黒川検事長の懲戒ですね、これ国家公務員全体なんですけど、それを定めた法律の名前を知らないということですよ。よろしいですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは既にもうお答えを、これ別の委員会でお答えをさせていただいているところでございますが、訓告以下につきましては検事総長そして検察庁において処分を行う、そして、懲戒以上におきましては、今申し上げましたように、まず、国家公務員法に基づく懲戒処分を行う場合は、通常、当該国務大臣が処分案の閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を

決定することとされているところであり、まさに閣議として行うわけでありますから、内閣として行うということは今までも再三答弁をしているところでございます。

○小西洋之君 先ほど安倍総理は法律の名前は分らないというふうにおっしゃいました。

安倍総理、黒川検事長の懲戒権者が誰かを知らない、かつ、その根拠を書いた法律を知らないということは、安倍総理、黒川検事長の懲戒権を有する内閣の首長として、あなたは今回の黒川検事長の事案について、その処分に関するお仕事を何にもしていなかったということになるんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これももう何回も国会で答弁をさせていただいているとおりでございまして、これは、内閣が任命権を有する者について、個別事案については、懲戒処分を行うか否かも含めて、よろしいですか、否かも含めて、通常、まずは所属府省の長として行政事務を分担管理する国務大臣が検討を行うこととしております。そして、国家公務員法に基づく懲戒処分を行う場合は、通常、当該国務大臣が処分案の閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を決定することとしていただいておりますが、今回、黒川氏の処分については、法務省において必要な調査を行った上で、法務省及び検事総長において事案の

内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと承知をしているところでございます。

今申し上げましたように、いずれにいたしましても、これは法務省において調査を行い、その結果、訓告が相当であると、こう判断をしたところでございます。もし懲戒処分以上であれば、それは請議をし、閣議において決定をするということになるわけです。

○小西洋之君 安倍総理は、先ほど森大臣が答弁した人事院の懲戒指針にあるこの加重要件、懲戒処分の加重要件を黒川氏について当てはめていない、つまり使用していないということを今日まで御存じでしたか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） もう一回。

○小西洋之君 安倍総理は、今日まで、懲戒処分の指針にある加重要件を法務省は黒川氏に適用していない、当てはめていないという事実を御存じでしたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど来からこの法律について、基づいてとおっしゃっているんですが、私がお答えをさせていただいているように、これ、国家公務員法に基づく懲戒ということでお答えを既にさせていただいているところでございます。

そして、今、その当てはめ等々の問題につきま

しては、それは、まさにそれについては法務省において適切に判断したものと了解をして、承知をしているところでございます。

○小西洋之君 いや、安倍総理が黒川氏に懲戒の加重要件の当てはめをしていなかった事実を今まで知っていたかどうかを聞いています。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） そのことについては、当てはめを行ったか行わなかったかということについては存じ上げません。

私が先ほど申し上げましたように、既に法務省において聞き取り調査を行い、その上において、法務省、そして検察庁において訓告が相当であると判断し、そのことについて森法務大臣から報告を受け、私はそれを了承したということでございます。

○小西洋之君 人事院の懲戒の処分のはめ要件、しかもその加重要件を用いていないということとは、処分として成り立っていないということではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今まで例えば何人かの行政に関わる者たちの処分が行われましたが、その際、私にそうした国家公務員法上の、また人事院規則等々に関わる、どこに当てはめたかどうかということについては説明を受けたことはないわけでございます。それは、基本的には各省庁において調査を行い、そして主管大臣からこ

ういう結論に達したということを報告を受け、それを了としているところでございます。

○小西洋之君 黒川氏は懲戒に至らない訓告処分になりました。もし、この懲戒の加重要件、これを当てはめて評価していれば、一〇〇％私は懲戒処分になったと思います。

人事院の指針、懲戒処分の指針を内閣として無視するということですか、当てはめをしなくてもいいということは。

○国務大臣（森まさこ君） 小西委員が御指摘の人事院の指針の加重要件は例示でございまして、当てはめが求められているものではございません。

ですので、当時当てはめ行為はしておりませんが、そのような事情を参考にして総合考慮し処分を決しておるものでございまして、適正に処分をしたものと考えております。

○小西洋之君 黒川検事長以外の全ての国家公務員は、非違行為をした際に、この人事院の懲戒処分の指針に照らして、加重要件も含めて全ての要件に照らして処分を判断されています。黒川検事長だけがこの加重要件を用いない、当てはめをしないということとは不正義ではないですか。そうしたことを内閣として認めるんですか、安倍総理。

○国務大臣（森まさこ君） 重ねてで恐縮でございますが、当てはめ行為はしておりませんが、そのような事情に照らして、参考にして、考慮をし

て処分を決定しております。

○小西洋之君 森大臣、加重要件の一番ですね、黒川検事長が緊急事態宣言下において賭博行為を行っていた、その動機、態様が極めて悪質、結果が極めて重大、今この時点でそのような思われま

すか。

○国務大臣（森まさこ君） 小西委員が動機、態様についてお尋ねでございますが、こちらについては、加重要件ではなく、その前の基本的事項の

ところで検討をし、検討文書の方に記載をしておりますが、緊急事態宣言下の賭けマージャンということについては甚だ不適切であるというふう

考えております。

○小西洋之君 森大臣の現時点における極めて悪質か極めて重大か、動機、態様、結果が、その現時点での評価を聞いております。

○国務大臣（森まさこ君） 加重要件については例示でございまして、個別に当てはめをしてお答えをすることが求められてもおりませんし、個別に当てはめておりませんでしたけれども、いずれにせよ、全体として総合的に考慮し、黒川氏の行為は誠に不適切であったと考えております。

○小西洋之君 先ほど、加重要件の二、三、五は現時点で当てはまると要するに考えているというふう

に大臣は答弁しました。一についてはなぜ答弁拒否をするのか、ちゃんと答えてください。

○国務大臣（森まさこ君） 先ほど、現時点としてあえて当てはめればどうかということでお尋ねでしたのであえて申し上げましたけれども、そもそも当てはめが求められているものではないと思います。その上で、一について申し上げますと、どのような場合に動機、態様が極めて重大と言えるかについて画一的にお答えすることは困難でございます。

いずれにせよ、様々な事情を総合的に考慮して、誠に不適切であったというふうに認定をいたしました。

○小西洋之君 黒川検事長が緊急事態宣言下で複数回にわたって賭博行為を行い、検事長を辞職し、国会を混乱させ、司法、刑事に対する、行政に対する国民の信頼を著しく失墜させた、これ結果が極めて重大と法務大臣として思わないんですか。

○国務大臣（森まさこ君） 法務省の検討文書にも記載をしておりますが、黒川氏が緊急事態宣言下で賭けマージャンを行ったことは誠に不適切であり、極めて遺憾であるというふうに考えております。その上で、様々な事情を考慮し、監督上の措置として最も重い訓告の処分としたものでございます。

○小西洋之君 今の御答弁は、黒川検事長の行為が、加重要件、結果が極めて重大に当たると現時点で考えているということですか。

○国務大臣（森まさこ君） ただいま御答弁申し上げたとおりでございます。当てはめが求められているものではないと思います。個別に当てはめをしておりますが、様々な事情を総合的に考慮して処分を決定いたしました。

○小西洋之君 午前中、一については、画一的な意味、理解が分からないという答弁をしませんでしたか。

○国務大臣（森まさこ君） はい、先ほども御答弁申し上げましたが、一については、どのような場合に動機や態様が極めて重大と言えるかについて、画一的にお答えすることが困難であるというふうに御答弁申し上げました。

○小西洋之君 懲戒の指針の意味が分からないんだったら、人事院に聞いて相談して処分をすればいいんですね。

人事院、黒川氏の今回の事案について、今日この日まで、首相官邸、内閣官房、つまり内閣あるいは法務省からこの黒川氏の処分について何か相談を受けたこと、連絡を受けたことはありませんか。

○政府参考人（合田秀樹君） お答えします。相談を受けておりません。

○小西洋之君 森大臣、人事院の懲戒指針、これは国家公務員法に基づくものです。これの自分たちにとって都合の悪いところは使わない、そのことによつて黒川氏を懲戒処分にせず訓告にとどめ

た、そうじゃないんですか。

○国務大臣（森まさこ君） そもそも当てはめが求められているものではないと思います。その上で、様々な事情を総合考慮し、適切に判断をしたものと考えております。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。安倍総理は黒川氏の懲戒処分権者の内閣の首長でございます。人事院の懲戒処分の指針の加重要件の当てはめすらしていないわけですので、内閣の責任において、すなわち安倍総理の責任において黒川氏の事案について再調査させて処分の検討をすべきではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど来もう何回も答弁をさせていただいておりますが、これ懲戒処分する場合においても、これは法務省がこれは協議をする、まずは協議をするわけでございます。その前の段階において、法務省としてこの事案について調査を行ったと、調査を行った結果、訓告相当という結論に達したということでございます。まして、その報告を私は森大臣から受け、もう既に了解をしているところでございまして、再調査する考え方はございません。

○小西洋之君 内閣総理大臣は憲法及び内閣法上行政各部、各大臣を指揮監督する、指導する権限を持っています。安倍総理自らの責任において人事院の懲戒処分の指針使っていないわけですから、

それを使う、黒川氏の事案についての再調査、そして処分の検討を、あなた自身のその憲法、内閣法に基づく指揮監督権を発動して行うべきではありませんか。行わないんだったら、その理由を述べてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これも先ほど来申し上げており、おきますが、そうした各省庁における様々な出来事については、こうした処分事案についても、まずは当然その省庁において調査をし、そしてその省庁において判断をするわけでございます。その意味におきまして、先ほど申し上げましたように、黒川氏の処分については、法務省において必要な調査を行った上で、法務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分をしたものと承知をしております。これを私がいきなり覆すということは、これは考えられないことでございます。

また、これはまあ繰り返しになるんですが、先ほど申し上げましたように、国家公務員、これ一番最初からこれ申し上げていることなんですが、国家公務員法に基づく懲戒処分を行う場合は、通常……（発言する者あり）これ何回も、今、私最初から読んでいますよ、小西さん聞こえなかったかもしれませんが、国家公務員法に基づく懲戒処分を行う場合は、通常、当該国務大臣が処分案の

閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を決定することとしていただいております。

○小西洋之君 自分が理解もせず、知りもせず、答弁できなかったことを後で繕うようなことは、総理ですから、総裁ですから、政治家としてなさらないことを、まあ私、若輩の身ですが、お勧めをさせていただきたいというふうに思います。

総理、防衛、失礼しました。法務省、法務大臣に伺いますけれども、黒川検事長ですね、事務次官の時代に首相官邸に行ったことはありますか。

○国務大臣（森まさこ君） 黒川氏が法務事務次官の立場にあつたとき、公務で首相官邸を訪れたことはあつたものと承知をします。

○小西洋之君 何回ぐらいありましたか。

○国務大臣（森まさこ君） 回数については確認しておりません。

○小西洋之君 黒川氏が首相官邸に行ったときに安倍総理に会っていたか、そして、そのときに黒川氏が賭けマージャンこと、この賭博行為を行っていたか、答弁ください。法務大臣。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 森法務大臣。森法務大臣。

お静かにしてください、お静かに。お静かに。○国務大臣（森まさこ君） 御質問の趣旨が必ずしも明確ではないんですけれども、まず、事務次

官として黒川氏が官邸を訪れていたときに総理に会っていたかどうかということについては確認をすることはできません。

そしてまた、賭けマージャンについてのお尋ねでございますが、法務省の調査結果を前提とすれば、黒川氏が三年ぐらい前から、今回賭けマージャンをした記者たちと賭けマージャンをしていたということは認定しております。

○小西洋之君 昨日、法務省の官僚に朝日新聞と読売新聞の首相動静をお渡ししているんですけれども、昨年一月十六日、一昨年の十二月十二日、首相官邸で安倍総理に会われています。

安倍総理に伺います。

内閣の中核、首相官邸で、事務次官、刑事司法行政を預かる最高責任者が賭博行為をやっていた、そのまさに時期です。その黒川氏の行為はまさに国家公務員の信用失墜行為に当たり、そして非行行為に当たり、安倍総理が率いる政府の信頼をおとしめる行為だとお考えになりますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この黒川氏の行為につきましては、先ほど来、これは誠に遺憾な行為であるということについては森法務大臣も既に認めているところであります、その調査の結果において訓告処分と、こうしたところでございます。そして、同時に、黒川氏も責任を取って職を辞されたら、このように承知をしております。

○小西洋之君 先ほどの人事院の懲戒処分加重要件を使って、黒川氏を懲戒免職にするべきではなかったんですか。首相官邸で、総理、あなたに会っているときに、彼は刑法犯罪、賭博行為を行っていたわけです。しかも、犯罪を取り締まる法務省の大幹部としてやっていたんです。

黒川氏を懲戒免職になせしなかったのか、その判断が妥当だったとお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私と次官として会っていたときにそういう、その頃ということかもしれません、私と会っているから言わば処分が重くなる軽くなるということではなくて、この懲戒処分との関係におきましては、まさに法務省において、言わば懲戒処分が相当であればそれは請議をする、法務省として請議をするわけですが、そうではなくて、訓告、法務省そして検事総長、検察としての処分としては最も重い訓告が相当であるという判断をし、私はその報告を受けて了としたところでございます。

○小西洋之君 日本国の国家公務員は、総理に首相官邸で仕事でお支えしているときに、業務をしているときに、そのまさにそのときに裏で刑法犯罪を犯していても、信用失墜行為にも当たらず、非行にも当たらず、懲戒を受けなくていい、懲戒処分を受けなくてもいいというお考えなんですか、総理として。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それをまず判断するのは、当該官庁においてそれは判断をする、調査をした結果判断をしたということだと思いません。

○小西洋之君 黒川検事長は、首相官邸で総理と会っているんです。法務省に逃げないでください、丸投げしないでください。総理の判断を聞いています。総理として、自分のために仕事をしていた人間が刑事犯罪を犯していた、こういう公務員は懲戒にしなければいけない。お考えになりませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、そうするとですね、小西さんの理論でいくと、私と会った人間は私が直接処分しなければいけないという、とてもこの理論が飛躍していると、こう思うわけでございます。

まさに所管の官庁において調査を行い、その上において判断されたら、このように思います。

○小西洋之君 内閣法制局長官に伺いますが、総理大臣は閣議に国家公務員の懲戒処分案件を提出できますか、法制度上。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 突然のお答えでございますが、先ほど総理からも御答弁ございましたように、基本的には各省庁においてその……（発言する者あり）いえ、あの、現実にはそういう形で内閣の閣議の運営というものはされてお

るといふふうには承知しております。

○委員長（金子原二郎君） 着席のままでは駄目ですよ。ちゃんと手を挙げてやってください。

○小西洋之君 はい。

法制局長官、内閣法上、総理が閣議に提出する案件に制限はありますか。懲戒案件も提出できるという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 閣議の請議はどの大臣もできると思いますが、ただ、そのそれぞれの所掌で閣議請議すべきものを各大臣がされるということだと思います。

○小西洋之君 総理の閣議請議案件に制限はありませんか、内閣法上、法律上。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 条文に何か請議についての規制が書かれているということはないと思います。

○小西洋之君 岡田官房副長官が外交防衛委員会で、閣議請議案件に総理に制限はないというふう

に答弁されています。テレビを御覧の皆さん、法の番人の法制局長官が安倍内閣の下では残念ながらこういう状況でございます。

黒川検事長は一月二十九日に勤務延長、定年延長の同意書にサインをしています。法務大臣、この黒川検事長の署名捺印ですね、これは黒川検事長の自由意思で行ったものですか。

○国務大臣（森まさこ君） 人事院規則により、勤務延長を行う場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならぬとされており、黒川氏についてもあらかじめ勤務延長の同意を得たものでございます。

○小西洋之君 法務大臣、法務省の調査では、黒川検事長、この一月二十九日、つまり一月です、賭けマージャン、賭博行為を行っていましたか。

○国務大臣（森まさこ君） 法務省の調査では、三年ほど前から一月一、二回程度、賭けマージャンを行っていたということを認定しております。

○小西洋之君 まさにこの勤務延長、定年延長に、同意書にサインしたときに、この時節に、一月、黒川検事長は賭けマージャン、賭博行為を行っていたわけでございます。

安倍総理、黒川検事長の定年延長は閣議決定でなされています。あなたが主宰する閣議です。自分が主宰した閣議で定年延長を決めた職員が、裏で犯罪行為をやっていた。これは、内閣として閣議決定を愚弄する行為であり、国家公務員として懲戒処分をしなければいけない事案ではありませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 内閣として黒川氏を東京高検検事長に任命をし、また、勤務延長を行いました。これらの決定は検察庁の業務遂行上の必要に基づき法務大臣からの閣議請議に基

づいて行ったものであり、その時点では適切なものであったと認識をしております。

○小西洋之君 その時点、裏で刑事犯罪、賭博行為をやっていたんです。黒川氏は懲戒処分にするべきだったとお考えになりませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まさにそのときのプロセスについて今申し上げているところでございます。まして、東京高検検事長に任命し、また、勤務延長を行ったのでありますが、これらの決定は検察庁の業務遂行上の必要に基づいて法務大臣からの閣議請議に基づいて行ったものであり、その時点では適切なものであったと認識をしております。

○小西洋之君 法務大臣、黒川氏には退職金が支払われているか、また、四月、五月の緊急事態宣言下で賭博行為をやっていた、そのときの毎月の俸給ですね、月給などは支払われているか、答弁いただきたい。お願いします。

○国務大臣（森まさこ君） お答え申し上げます。退職金についてはまだ支払われてはおりません。それから、俸給等については、四月分は全額支給されました。五月分は、退職日までの日数を基礎として、日割りによって計算された額との差額について返納を受けたものと承知しております。

○小西洋之君 四月、五月分の月給を幾ら支払ったか、そして、黒川氏に支払う退職金は幾らか、

そしてそれは何日までに支払わなければいけないか、答弁ください、法務大臣。

○政府参考人（伊藤栄二君） お答えいたします。まず、黒川氏の退職金の金額でございますが、これは個人のプライバシーに関わるものでございますのでお答えは差し控えていただきたいと思います。存じますが、一般論として申し上げますと、この東京高検検事長の役職にあった者が、休業等によることなく、休業等による除算がされることなく、例えば勤続期間三十七年で自己都合により退職したとすると、その場合は約五千九百万円になるということでございます。

そして、その退職手当の支払でございますが、これは国家公務員退職手当法第二条の第三第二項において、職員が退職した日から起算して一か月以内に支払わなければならないと定められているところでございます。黒川が、黒川氏が退職したのが令和二年五月二十二日でございますので、その支給期限は令和二年六月二十一日ということでございます。

そして、給与の方でございますが、これについては、これも、金額については個人のプライバシーということでございますので、金額については差し控えていただきたいと思いますけれども、これも法律上、東京高等検察庁検事長については俸給が月百三十万二千円というふうに法律上定め

られておりますので、それを前提とする金額というところでございます。それに地域手当が加算されるということでございます。そういったしますと……（発言する者あり）はい、済みません。

○委員長（金子原二郎君） いやいやいやいや、発言はやっぱり委員長が指名してからやってください。自席では駄目です、さつきから注意しているように。（発言する者あり）大臣席も、発言は、不規則発言はやめてください。

はい、どうぞ。

○政府参考人（伊藤栄二君） そういたしますと、地域手当を加算いたしますと約百五十、百六十万円弱という金額でございます。

○小西洋之君 百六十万円のこの月給が四月、そして五月は一部引くにしても黒川氏には払われて、国民が必死の思いで、血を吐くような思いで、職を失い、会社の倒産に直面しているときに黒川氏に加重要件を適用しなかった、懲戒処分の指針を適用しなくて、そしてこういう減給を免れているわけでございます。

財務省、財務省幹部で、佐川氏、そして福田氏に、退職後、懲戒処分相当の判断をし、退職金を減額した例について説明してください。

○政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

お尋ねの事案につきましては、調査結果や懲戒

処分が出る前に職員が辞職し、その際、その後の調査結果に従うとの了解を当該職員から得た上で、調査の結果、懲戒処分相当との判断を受けて職員が退職手当の受取を一部放棄したものでございませぬ。

○小西洋之君 森大臣、黒川氏の事案についても一度再調査、処分の検討をする意思は、そしてその検討の中身を閣議請議する意思はございませぬか、あるいは内閣と相談する意思はございませぬか、総理と。

○国務大臣（森まさこ君） 黒川氏の処分については、その判断に当たって必要な調査を行ったものと考えておりますので、再調査の必要はないと考えております。

○小西洋之君 必要な調査を行ったと言いますが、小学生が考えたって、黒川氏が検事長の立場で緊急事態宣言下に自分さえ良ければという思いで賭けマージャンをやっていた、賭博をやっていた、動機、態様が極めて悪質、結果が極めて重大。小学生在が考えたって分かるじゃないんですか、大臣。安倍総理に伺います。森大臣は、処分について再検討は行わない、安倍総理にも相談しないという意思を明確に答弁されました。あとは安倍総理だけです、責任者は。元々は懲戒処分権者は内閣、そして内閣の首長は安倍総理です。財務省の例のように、黒川氏の事案について懲戒処分相当か再

調査し、そして黒川氏と同意の下、彼の五十九万円の退職金を減額させる、そうした意思はございますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 黒川氏の処分については、財務省において必要な調査を行った上で財務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと承知をしているところでございます。

そして、まあ繰り返しになりますが、内閣が任命権を有する者についても、個別事案については懲戒処分を行うか否かも含め、通常まずは所属府省の長として行政事務を分担管理する国務大臣が検討を行うこととしており、黒川氏の件も含め適切な運用がなされているものと考えているところでございまして、また、ただいま法務大臣から答弁したように、再調査の必要はないと法務大臣が答弁したとおりでございます。

○小西洋之君 安倍総理、あなたが決断すれば、黒川氏の事案について再調査をして、懲戒処分相当か検討して、まあ絶対、懲戒処分ですよ。懲戒免職ですよ。こんな事件、日本の行政上ないじゃないですか。内閣を欺き、刑事司法を預かる最高責任者が犯罪行為を犯し、これで懲戒になぜならないんですか。

安倍総理、もう一度伺います。黒川氏に懲戒処

分の相当かの検討、調査を行い、そして黒川氏の五千九百万円の退職金を財務省幹部のように減額してせめて国民に償う、そうした意思はございますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 訓告処分を行い、それを受けて黒川氏は辞職をされたということでごさいます。自己都合に伴う退職ということに結果としてなったわけでごさいますので、それに相当する減額が、退職金が減額されたこと、こう承知をしているところでございます。

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、法務省において調査を行った上で、法務省及び検事総長において事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して訓告が相当であると判断し、適正に処分したものと考えております。

○小西洋之君 安倍総理、国家公務員退職法における検察庁の検事長の退職金の差止めの権限、差止め権限者は法律上誰か御存じですか。

○政府参考人（伊藤栄二君） お答えいたします。国家公務員退職手当法上の権限がございますのは、退職手当管理機関でございます。退職手当管理機関というのはいわゆる懲戒を行うことができる機関ということでございますので、この場合は内閣ということでございます。

○小西洋之君 法務省の官房長、退職手当法上、内閣はこの検事長に対してどういう要件が成立す

れば退職金の差止めの処分ができますか。

○政府参考人（伊藤栄二君） お答えいたします。失礼いたしました。

退職手当の支払の差止めという、退職手当の支払の差止めということでございますが、これ、国家公務員退職手当法十三条の二項に規定がございまして、例えばでございますが、二項の一号で、一号の方を申し上げますと、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき等の規定が設けられているところでございます。

○小西洋之君 今一つ飛ばしましたけど、検事長が懲戒処分当たるようなことをしたとき、そして犯罪を起こしたようなときは、内閣、安倍総理の責任で、黒川検事長の五千九百万円の退職金の支払を差し止めることができるんですよ。

安倍総理、黒川検事長は懲戒処分相当なはずです。そして、彼が賭博行為をしたことは、普通の常識の人でしたら誰しも迷わないでしょう。

安倍総理、あなたが持っている差止め権を発動して、黒川氏の退職の支払、もう二十一日ですか

ら来週しかいとまがありません。来週中に退職金の五千九百万円の支払、それを差し止める処分をする国民に対して約束していただけですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 懲戒処分ではないわけでありまして、そしてまた懲戒処分を行うかどうかということについて、先ほど御説明をさせていただいたように、法務省において調査を行った、そしてその上において、法務省また検事総長において訓告が相当であるという判断をされたということでございます。また、懲戒処分を行う場合は、通常、当該国務大臣が処分案の閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を決定しているところでございます。

また、犯罪行為が行われたかどうかということについては、また、まさにこれ起訴するかどうかというのはこれ検察庁が判断することでごさいます。私が犯罪行為が行われたということをご判断するということはこの場ではできないというごことは明確ではないかと思えます。

○小西洋之君 安倍総理、なぜ自分の意思を語らないんですか。法務省のせいにしてください。安倍総理の権限です。黒川氏の退職金の支払の差止めの処分をしませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今申し上げましたように、今、処分として訓告という処分が決まっている中において、私がそれを懲戒処分という

ことを前提に処分を行うことはできないということとでございます。

当然、また、賭けマージャンを、金品を賭けてマージャンを行ったということが、これ、賭博行為、犯罪であるかどうかは、これはまさに個別の案件で、これは検察庁において捜査するかどうかも含めて判断するものであろうと、私がここで判断をするべきではないと、これはもう、むしろ皆さんが言っていることではないかと思えます。

○小西洋之君 官房長、法務省官房長、もう一度要件、条文をですね……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。

○小西洋之君 懲戒、差止めの、読み上げていただけですか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛にしてください。

○政府参考人（伊藤栄二君） 先ほど十三条の二項の一号を読み上げさせていただきましたので、次に二号の方……（発言する者あり）両方、済みません。

二号について読み上げさせていただきます。

当該退職、当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の基礎、算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為、括弧、在職期間中の職員の非違に当たる行為であ

って、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。括弧閉じ、をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

○小西洋之君 犯罪の要件についてもお願いします。

○政府参考人（伊藤栄二君） 御指摘は十三条二項の一号のことと理解いたしましたけれども、先ほど読み上げさせていただいたところでございますが、その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと規定されております。

○小西洋之君 安倍総理、法律上の要件は懲戒免職相当であると考えられればいいわけです。犯罪があると考えられればいいわけです。安倍総理の権限を發動して、黒川氏の五千九百万円の退職金の支払を差止めの処分をする、そうした意思はございますか。しないんだったら、その理由を答弁してください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） もう何回も御説明をさせていただいておりますが、まさに法務省において調査を行い、その上において、法務省そして検事総長が訓告が相当であると、こう判断をしたわけでございます。

○小西洋之君 質疑を変えます。
今我々が苦しんでいる新型コロナウイルスは、安倍総理、欧米由来のものであるという認識でよろしいですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 四月二十七日に国立感染症研究所が発表した疫学調査結果によると、二〇二〇年三月末から四月中旬における日本の状況については、初期の中国経由の封じ込めに成功した一方、欧米経由の輸入症例が国内に拡散したものと強く示唆されたとの分析がなされたものと承知をしております。

○小西洋之君 三月の二十七日に欧米からの移入を全面禁止しました。もし、三月の冒頭にしていれば今の苦しみはなかったんですか、なかったんじゃないんですか、政府に責任はあるとお考えになりますか。総理、お願いいたします。

○国務大臣（茂木敏充君） 三月の初め、ヨーロッパでいいますと、イタリアの北部ロンバルディア等々で感染が拡大をしておりました。そして、三月の六日の時点で既に外務省として北部ロンバルディア州、レベル三に引上げを行いました。さらには、三月十一日にロンバルディア、ヴェネト、そしてエミリア・ロマーニャ、マルケ、ピエモンテ、この五州について入国制限、これを取っているところがあります。

さらには、三月二十七日にイタリア、スペイン、

ドイツ、フランス、ここらの入国制限を取っております。

早かったか遅かったかということでありませう、例えばイタリア自身、これが入国制限を決めた、発動したというか、決めたのが三月十六日でありますし、さらに、お隣のフランス、イタリアからの入国制限を行いましたのは四月六日ということでありまして、決してそれだけを見て遅いということではないと考えております。

○小西洋之君 安倍総理に聞いています。

なぜ三月上旬に欧米からの入国を止めることができなかったんですか。それをしなかった判断は誤りだという御判断、御見解はありますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） もう既に茂木大臣から答弁をさせていただきましたが、これ、今申し上げましたのは、これはゲノム調査を行った四月二十七日の結果でございます、当時はまだ多くはこれ全て武漢発だと、このように考えられていたわけでございますが、その中でも、先ほど申し上げましたように、日本は三月の十日、十八日と、イタリアを含むヨーロッパの国々に対して措置をとっている。決して遅いというわけではないと、このように思っておりますし、重症者あるいは死傷者の数も先進国の中で圧倒的に低く抑えることができていると、このように考えております。

○委員長（金子原二郎君） 以上で小西洋之君の

……

○小西洋之君 終わりますが、三月の上中旬からパンデミックが広がっている欧米からの……

○委員長（金子原二郎君） 小西君、時間が来ています。

○小西洋之君 入国を止めなかった責任については検証すべきだと思います。

質疑を終わります。